

奈良県福祉サービス第三者評価機関認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が実施する福祉サービス第三者評価事業(以下、「評価事業」という。)に
関し、奈良県福祉サービス第三者評価推進組織(以下、「推進組織」という。)において行う、福祉
サービス第三者評価機関(以下、「評価機関」という。)の認証の基準及びその手続き等を定める
ことにより、福祉サービス第三者評価(以下、「評価」という。)の信頼性、透明性を確保するととも
に、評価機関の参入促進を図り、もって評価の普及・定着に資することを目的とする。

(認証の要件)

第2条 評価機関の認証は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者に対して行うものとす
る。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 第6条の規定を遵守して、評価調査を実施する者であること。
- (4) 評価調査者が次の区分毎に1人以上所属していること。
 - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認め
られる者
 - イ 福祉、保健、医療分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験して
いる者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (5) 前号の評価調査者は、県が行う評価調査者養成研修又は県が同等と認める研修を修了した
者であること。
- (6) 評価調査者に対して、定期的な研修機会を確保すること。
- (7) 一件の第三者評価に2人以上(第4号ア又はイの双方を含む)の評価調査者が一貫してあた
ること。
- (8) 事業内容に関する透明性を確保するために、以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ① 所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了に関する事項、第2条第4号に規定する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可)
 - ② 事業内容等に関する規程(評価を実施するサービス種別を含む)
 - ③ 守秘義務に関する規程
 - ④ 倫理規程
 - ⑤ 料金表
 - ⑥ 評価事業の実績
- (9) 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(評価機関の認証)

第3条 評価機関としての認証を受けようとする者は、必要な書類を添付して申請を行うものとす
る。

2 推進組織は、前項の申請があった場合には、審査を行い、前条の要件を満たしている場合に
は、これを認証する。認証にあたっては、奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員

会(以下「認証委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(認証の有効期限)

第4条 認証の有効期間は3年間とし、評価を継続する場合は再度申請するものとする。

(更新の申請等)

第5条 認証有効期間満了後、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関は、第2条の規定を満たしたうえで、必要な書類を添付して推進組織に申請を行うものとする。

2 推進組織は、前項の申請があった場合には、審査を行い、第2条の要件を満たしている場合には、これを認証する。認証にあたっては、認証委員会の意見を聴くものとする。

(評価機関が遵守すべき事項)

第6条 評価機関が評価を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)評価機関と特別な関係にある事業者の評価を行わないこと。
- (2)評価機関は、評価契約締結後3年間は、評価を実施した事業者の事業に関係しないこと。
- (3)評価機関の役員が関係する事業者の評価を行わないこと。
- (4)福祉サービスを提供する施設若しくは事業所又はこれを経営する者が、当該評価機関の役員又は会員のうち半数を超えている場合には、外部の委員で構成する第三者性を有する委員会を設置し、評価結果を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会の承認を得ること。
- (5)評価調査者に、評価調査者が関係する事業者の評価を行わせないこと。
- (6)一の事業者の評価調査には、第2条第4号ア及びイ該当する評価調査者それぞれ1名以上が一貫して従事すること。
- (7)別に定める「奈良県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」に基づき、評価を実施すること。
- (8)別に定める「奈良県福祉サービス第三者評価事業公表要綱」に基づき、評価結果を公表すること。
- (9)評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を評価調査者に絶えず所持させ、評価対象事業者の職員から提示を求められたときはそれを提示させること。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、認定申請を行った内容に主要な変更があった場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、変更事項を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証を辞退しようとするときは、30日前までに辞退を届け出なければならない。

(認証の取消)

第9条 推進組織は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合は、認証委員会の審議を経て、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 第6条に規定する事項を遵守しない場合
- (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- (4) 第11条に定める定期的な事業報告又は推進組織への協力を行わない場合

2 評価機関は、前項の規定により認証を取り消されたときは、推進組織が認証委員会の意見を聴いて定める期間を経過した後でなければ、再び認証を受けることができない。

(認証事項の公表)

第10条 推進組織は、第3条の規定に基づき評価機関を認証したとき、又は前条の規定に基づき認証を取り消したときは、インターネット上の県のホームページで公表する。

(調査・報告)

第11条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに推進組織に対し、評価事業の実績等を報告するものとする。

2 評価機関は、推進組織が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条2項にかかる継続研修は平成24年度分から適用できるものとする。

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。